県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和4年2月10日 宮崎県教育委員会

県下全域の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、全ての県立学校における感染防止の対応を 以下のとおりとする。

◎ 今後の対応【対応期間:2月14日(月)から3月6日(日)まで】

- O 感染対策については、全ての県立学校において、<u>衛生管理マニュアルのレベル3相当の</u>対応を継続すること。
- 〇 感染リスクの高い教育活動(学校行事等も含む)については行わないこと。教育活動の 精選を行う場合は、<u>令和4年2月4日付の文部科学省事務連絡『オミクロン株に対応した</u> 学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について』等も参照すること。
- 〇 感染者が確認された学校については、濃厚接触者及びその他の検査対象者の範囲が特定されるまでの間、速やかに教育委員会と相談の上、学級や学年・学部、学校全体など接触の可能性が疑われる範囲を閉じること。また、<u>感染状況及び学校の実態に応じて、</u>時差登校や分散登校などの適切な対応を講じること。
- 〇 部活動については、<u>学校や地域の感染状況等を踏まえ、十分な感染対策を講じ、個人の</u> 活動から始めるなど活動内容を制限した上で再開することができる。

1 感染対策

(1) 衛生管理マニュアルのレベル3相当の対応について

- ・ 教育活動における身体的距離の確保については、できるだけ2m程度(最低1m)を確保する こと。
- 身体的距離を確保しながら、学びを継続していくために、地域や学校の感染状況を踏まえて、 分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間差での指導を行えるよう配慮すること。 また、必要に応じてリモート等を積極的に活用した学習についても検討すること。
- ・ <u>感染リスクの高い活動等については、令和4年2月4日付の文部科学省事務連絡『オミクロ</u>ン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について』を参照すること。

(2) マスクや食事の指導について

・ 校内において、マスクを外した状況下での感染も確認されていることから、適切なマスクの着 用や黙食の徹底について適宜指導すること。

2 学校において感染者が確認された場合の対応

・ 各学校において感染者が確認された場合は、『県立学校で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の対応』(教育政策課:令和3年9月6日事務連絡)に沿って適切に対応すること。 なお、自宅待機等の措置を講じる場合は、事前に県教育委員会へ相談すること。

3 部活動の対応

部活動については、別紙の事務連絡を参照すること。

4 その他

- 本対応は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~『学校の新しい生活様式』~ 2021.12.10一部修正(文部科学省)を基に示されている。
- 上記の対応は2月10日(木)時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。
- 3月7日(月)以降の対応については、3月4日(金)までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

別 紙

事 務 連 絡 令和4年2月10日

県立学校長 殿

高校教育課 スポーツ振興課

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (運動・文化部活動の取扱いについて)

このことについては、下記の内容に留意してください。なお、<u>体育における学習活動においても</u>下記内容に準じた指導をお願いします。

記

1 対応期間

2月14日(月)から3月6日(日)まで

2 活動について

学校や地域の感染状況等を踏まえ、十分な感染症対策を講じ、個人での活動から始めるなど、活動 内容を制限した上で再開することができる。

- ※ 再開するに当たっては、生徒の状況に十分配慮し、事故や怪我等を起きないよう段階的な活動 計画を立てること。
- <u>原則、マスクを着用しての活動とする。</u>ただし、マスクを外して活動を行う場合には、互いの 距離を十分確保するとともに、生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- 個人での活動など、必要最低限の人数で実施すること。
- 集団で行う活動は控え、特定の少人数での活動を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。
- 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は行わないこと。
- ・ 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。 (平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上の休養日とすること)
- ・ 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- 他校との交流(合同練習や対外試合)は行わないこと。
- ・ 施設が限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。

3 具体的な留意事項について

・ 活動の前後における着替えや移動の際や、教職員等による指導内容の説明やグループでの話 合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマ スクを着用すること。

- ・ 器具や用具の不必要な使い回しを避け、共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わさせること。
- ・ <u>可能な限り、屋内での活動を避け、屋外で行うこと</u>。ただし、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、<u>気候上可能な限り常時換気に努める</u>とともに、手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- 更衣や部室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
- ・ 部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底すること。
- 活動を行う際には、生徒、保護者の十分な理解を得た上で実施すること。
- ・ 全職員の共通理解を図りながら、活動を進めること。

4 大会参加について

令和4年1月16日付け事務連絡のとおり

※ 大会に参加するための活動については、大会2週間前から令和4年1月20日付け事務連絡 の「レベル2地域」での対応による活動を、管理職の判断で行うことができる。

5 その他

- 上記の対応は、2月10日(木)時点のものであり、今後、県内及び各学校の感染状況等や 大会等の開催日程等によっては、内容の変更を行う場合がある。
- 3月7日(月)以降の対応については、3月4日(金)までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

問合せ先

高校教育課(高校教育・学力向上担当) 0985(26)7033 スポーツ振興課(学校体育担当) 0985(26)7596